



領改規範

仕置

7保3
3013
1



門ヲ保 3
第 3.013
卷 1

仕至高

口上書口書之及列

入書而合

欠新同

仕至同

子料福同

居及合結中

律為引之也

罪人



永宰得之成之也

病此書及是之成之也

既而札湯之也也 但昔回象傳之也

持山石信者大也

幼能明之也

根藉之也

以歸之也

和能也

小身之也

以合之也

領分拂

遊放同歸便引

令子代賃借

拾物捨物 兼 賃令塔出

整死牛



一 文化四年六月丙午方底分秘元但鳥守板石谷

一 越古少味布之之御之信后之信分上

一 下之接合之息以味少舞之息一曰口止之端

一 山不寺院僧徒寺之同唱之信分

一 格或之直若自遠之信之信分不日書之信分同

一 合信格之信分不日書之信分

一 候合之信分一風分之信分一信補之味

一 一之御回合何格之信分不日書之信分

一 信分不日書之信分

あまのまのたけの谷中へ

御宿任替守家来

松村 来

十月廿二日

甲札

土面入事と追取仕立に相本との出願は因

向百捕まきし節に事行前との事成

甲之申立の何と云ふ事

未十月

一天保七年七月十七日南より東吾方より

堀丹波守松原の合へ

奥畑 榎 来

山成洋の件然る事申すに家物欠る

お申すより一所持物より形物又之類は

欠るお申すに家物も遠く名も別な事

しる合へ白く申す事ありて名も別な事

記又形物より一所持物より名も別な事

若ししる事ありて名も別な事

左様な御家のつらへ石を言ふは是れは

七月十七日

一 天保中三宮子九月廿日奉行遠山に御所跡を
しぬ同右宮の御所跡に道に月礼の御所跡に
忠を更なる御所跡に

一 御所跡に
一 御所跡に
一 御所跡に
一 御所跡に
一 御所跡に

一 何れに御所跡に

一 御所跡に

一 御所跡に

御所跡に

御所跡に

御所跡に

山并札

初、柔目

手、遠、近、不、分、之、事、也、家、世、之、久、所、深、服、
厚、矣、之、上、之、事、也、

山、并、柔目

山、并、札、之、事、也、耕、之、事、也、家、世、之、久、所、深、服、
厚、矣、之、上、之、事、也、
田、也、之、事、也、
不、能、也、

山、并、柔目

家、世、之、久、所、深、服、
厚、矣、之、上、之、事、也、

前、書、并、札、之、事、也、

山、并、柔目

前、書、并、札、之、事、也、

一、天、保、十、年、四、月、岩、井、信、謙、之、後、在、
柳、余、之、山、并、札、之、事、也、

一 天保五年七月十八日所至行幸山左馬守尉縁
以經中多由之御方之御方如口午方此札言者之
程所至之御方之御方如口午方此札言者之
之御方何之御方之御方如口午方此札言者之
上下以上

之世之知子家集
浅井傳公家

行札
七
八日 十日 十二日 十四日

十五日 十七日 十八日 廿一日
海日
右の御方何之御方之御方如口午方此札言者之
上下以上

一 天保九年七月九日所至行幸山左馬守尉縁
以經中多由之御方之御方如口午方此札言者之
程所至之御方之御方如口午方此札言者之
之御方何之御方之御方如口午方此札言者之
上下以上

久保長任様へ
九右衛門下色身の上賜
申すは、お役人へ
申上

成右衛門様

一 天保八酉年小町奉行吟味方より申上り
是、何れも交付札に、
透作、自願、
他、
山崎、

山崎、
為、

土月廿七日

林 幸

札

山崎、
為、
山崎、
山崎、

相平石右を思合山勢亦三三三三三

例也

本八丁堀之内

店名三店

子孫命

徳宗廟を祀る

上総正金地部

中多村百姓

店名三

右に石を立方より石を三三三三三

妙法寺にありて切石を交りて相成り

子孫命に店名三三三三三

願望中を成りて石中を三三三三三

三信自來水にありて石を三三三三三

石を三三三三三

押下石に三三三三三

五輪下下小世居口合中下下

板会申書守家生

カ一古下

小野右衛門

四九

上五向極年終下死去日の子孫出牛しと
ふ抱書抄事系是居る御心む書
夜合し内さくもとのことしと
まのたてても書死をたのむに
しを得しお札しとる程と書遠く

病つて病方と色しと

一 天保十四卯年二月十二日寺社奉行

中下孫一前と有別親也

願書と有姓吉岡家死札と相親と相
中下相札と如屋別親也
四月の出法何と申す
後死す下下と申す
其願書と有と申す

とて

一 天保十二年九月十二日、東山、西山、切立、石、
海、船、能、く、り、舟、り、名、同、十、月、六、日、北、札、原

賞

英、海、防、領、事

武、列、合、位、部、年、村

新、人、万、姓

文、中、の、名、占
代、列、不、和、物

持山石法出入

同列同部寺の村

新、人、万、姓

英、海、防

同知と名傳り出入

同列同部寺の村

嵩山、修、設、勸、明、院

陽、岳、齋、海、原

の、之

と云乃し後... 其... 一... 右... 日... 去... 不... 礎...

其... 乃... 相... 同... 心... 其...

一 弘化三年四月廿七日
此日申子丑寅辰巳午未申酉戌亥
調平の事

所請

中長橋麻子程山願方者
百姓の程安治河川長
新治部赤井村
周防守願方同列
河内郡少名部村
三宮寺村入念記

為るに
申す
一
一

細川長門守
石川力棟

山口周防守
小川傳右衛門

一 己酉月四日
由良播磨守
願方者

村百姓と親交は細川長と相成り
列口部 ^{若栗} 村 若栗とていふに及ばず
十ヶ国防より分国別口部と相成り
分国地字部山とていふに及ばず
佐長とていふに及ばず
通る部村役人等在り
と定りていふに及ばず
分国防より相成り
分国防より相成り
分国防より相成り

去月廿七日
去月廿七日
去月廿七日
去月廿七日
去月廿七日

五月四日
小川傳信

去月廿七日
去月廿七日
去月廿七日
去月廿七日
去月廿七日

以願分以別口勢者方村之能其地之若其村
地内之乃其幸備之ね者なり其子極其
希其山口園防之縁柳下口別り勢之縁村
之縁山の中不方ね者なり將之亦左柳之
之縁山之押之縁其牙之右之縁其山之
場一之山方中遊之者なり其子極其
縁山之縁乃其合安次門之縁其山之縁
之縁方之乃其合山は其縁其山之縁

之上山園防之縁山地不方其子極其
之上山之縁其山は其縁其山之縁
相成文縁其縁之縁其縁其縁其縁
其縁其縁其縁其縁其縁其縁其縁
其縁其縁其縁其縁其縁其縁其縁
右之縁其縁其縁其縁其縁其縁其縁
其縁其縁其縁其縁其縁其縁其縁
其縁其縁其縁其縁其縁其縁其縁

未家新行不百姓之... 從其修之也... 望

正月廿二日

松平治重

山内札

書面山内家新行不百姓之... 中五紙... 不若... 山内清... 味...

乃分而... 乃分而... 乃分而... 乃分而... 乃分而...

二月

一天保九年四月...

己卯

乃氣... 乃氣... 乃氣... 乃氣... 乃氣...

能事子願分以合之志一五月亦可以言身
之 位極也如至者何得高上何嘗有以中
之 伐後子至其耕以古者至德在也上以人
之 行右後又其深之上伐後子其子也一曰
誠身則出細竹也

奔能也

七月十八日

札 長春書

一天保八年七月五日

中書子至其耕以古者至德在也上以人
之 行右後又其深之上伐後子其子也一曰
誠身則出細竹也

山濤之往仰而書

林 肇

七月五日

札

所書而致

之儀也致之也古成之也持場不之也

右に名を記し、其の由を記し、其の末を記し、
中山部定事行方、其の由を記し、其の末を記し、
上願部拂下、其の由を記し、其の末を記し、
程部組合、其の由を記し、其の末を記し、
部合相札、其の由を記し、其の末を記し、
五、佐山、其の由を記し、其の末を記し、
八月十日、其の由を記し、其の末を記し、
楊子、其の由を記し、其の末を記し、
二、其の由を記し、其の末を記し、

山札

其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、
其の由を記し、其の末を記し、

八月

一 天保十四卯年八月市方山崎三丁

沼形能くはる様(五丁)とし(日)を(山)に(行)れ(所)

願(知)し(と)る(可)知(く)る(所)と(し)他(の)日(合)子(を)願(せ)

し(の)り(と)る(所)を(山)に(行)れ(所)と(し)願(せ)

祝(年)又(も)其(の)事(を)承(け)し(て)申(上)り(給)え(と)願(せ)

し(の)り(と)る(所)を(山)に(行)れ(所)と(し)願(せ)

此(の)山(崎)と(し)て(右)に(左)に(行)れ(所)と(し)願(せ)

願(せ)

八月市方
人見 栗

山札

吉(田)村(拂)り(と)の(吉)田(の)新(田)に(行)れ(所)

十月(の)末(に)吉(田)村(の)新(田)に(行)れ(所)

し(の)り(と)る(所)を(山)に(行)れ(所)

一 天保十四卯年九月市社山崎三丁

山崎山札(五丁)とし

願(知)し(と)る(可)知(く)る(所)と(し)他(の)日(合)子(を)願(せ)

し(の)り(と)る(所)を(山)に(行)れ(所)と(し)願(せ)

此稿の心は、ソナタの序の曲の如く、
段々入る。ソナタの序の曲の如く、

右余同贈正之書

如友休矣

九月

九月九

武藏平江府拂のふ、伯陽人、
事名、刑名、所、
し、
み、

一 天保十三年二月十日

此稿の心は、ソナタの序の曲の如く、
段々入る。ソナタの序の曲の如く、

新防園構り多味

相井小左衛門

三月十一日

四十九

高田領分との並他出せしむるお願ひ通ぬ
しけり子孫を承るに願分中國に力を
下し且も東の領分拂ふしけりしむるお願ひ
のしむ捕りし一櫻の領分を承るしむるお願ひ
茲上年申す御之に存念しむるしむるお願ひ
亦も御領分承るしむるしむるお願ひ

子孫承るしむる

一 天保十五年甲子正月十日
高田領分承るしむる

高田領分承るしむる
他領分承るしむる
高田領分承るしむる
高田領分承るしむる

四月十一日

石井 次郎

高田領分承るしむる

四升礼

出而納内者必致一也他顧以余亦文
一子之令顧也

四納句

公儀四修也唯之
一子之令顧也
一子之令顧也
一子之令顧也
一子之令顧也
一子之令顧也
一子之令顧也
一子之令顧也
一子之令顧也
一子之令顧也

一弘化二已年三可市百四

弘化二已年三可市百四

弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四
弘化二已年三可市百四

一城下

城下
城下
城下
城下
城下
城下
城下
城下
城下
城下

四札

去而地代居貸す久経るも其旨を悟来
 借る物も其借る旨報し其上流方より形
 勢結成出入法稱し其以後其上載許し
 一居屋貸借地中地代金と申す是れ其旨を
 右地代金の上流流金と申す是れ其旨を
 口より借る物も其借る旨報し其上流方より
 但借地中其旨を其旨と申す是れ其旨を

他は同様にして右の如き地代金も其旨を

し

四札

其旨を地代金と申す是れ其旨を
 其旨を其旨と申す是れ其旨を
 其旨を其旨と申す是れ其旨を
 其旨を其旨と申す是れ其旨を
 一 家賃貸借地代金と申す是れ其旨を

其旨

四札

口積る山小丸一未五十年之利息を以て不
取貨金並に及ぶ所出陣するも四以上を
し物に之存し且人今世に附し公とす
原日又土月附しとるは三月分は分と
四以上四歳許は及ぶ物に之存す

一 年賦返原を未年賦中より産如き分
作即ち見込額又額定下地は均等とす
却希す一十年所備は法に及ぶとす若し
却希す一十年所備は法に及ぶとす若し

しりし海に四以上とす一物に之存す十年右
す也原より一各一官初今年所し相定し部系
し也原より一各一官初今年所し相定し部系
作知派し付し一各一官初今年所し相定し部系
今も記し一各一官初今年所し相定し部系
言 作知派し付し一各一官初今年所し相定し部系
一 願り通し一各一官初今年所し相定し部系
高し不願し務場下り若しとす一各一官初今年所し相定し部系
後今も記し一各一官初今年所し相定し部系

ゆゑ

平能重子家来

七月廿二

長和為市

中札

去月建れしは金六月日又各年未と
すしは建れは保原と願ふこと
と云ふ事あり

七月

一 天保六末年壬午より高之江

曾家より高之江へは名をいふ所れ

傾向は差令銀程の所をいふ所物り相六
月建れは金二年より高之江へは保原
と云ふ事あり又二拾ひより
わたりて高之江へは高之江と云ふ事あり
高之江と云ふ事あり

五七

高之江

中札

〜色五汁不昔作〜

一 天保九年七月一日 方 筆 万 里 切 三 寸 五 分
至 山 左 衛 門 殿 様 (氏 名 若 十 九) 御 札

因 爲 知 照 分 左 衛 門 新 郎 成 丹 村 万 里 切
旨 下 者 去 月 廿 四 日 寄 到 三 尺 五 寸 五 分 堀
糸 下 不 可 三 腰 控 三 寸 五 分 材 付 合 之 札
至 右 一 白 御 札 寄 到 子 申 材 万 里 切 三 寸 五 分
取 之 難 水 不 合 盜 賊 之 在 業 也 三 寸 五 分 控

命 怪 矣 御 札 寄 到 三 寸 五 分 在 信 右 一 赤 御 札
三 寸 五 分 堀 切 御 札 寄 到 三 寸 五 分 材 付 合 之 札
今 心 存 在 三 寸 五 分 堀 切 御 札 寄 到 三 寸 五 分 材 付 合 之 札
三 寸 五 分 堀 切 御 札 寄 到 三 寸 五 分 材 付 合 之 札
御 札 寄 到 三 寸 五 分 堀 切 御 札 寄 到 三 寸 五 分 材 付 合 之 札

御 札 寄 到 三 寸 五 分 堀 切 御 札 寄 到 三 寸 五 分 材 付 合 之 札
二 三 橋 登

七月十九日
口十九日 御 札 寄 到 三 寸 五 分 堀 切 御 札 寄 到 三 寸 五 分 材 付 合 之 札
書 向 控 寄 到 三 寸 五 分 堀 切 御 札 寄 到 三 寸 五 分 材 付 合 之 札

建礼と一山月と月有之形也
子... 建礼と一山月と月有之形也
有之形也

成七月

一云保平三年六月二十三日
山月有之形也

山月有之形也
山月有之形也
山月有之形也

山月有之形也

山月有之形也

柳宗元

信村重平

六月二十

山月有之形也

山月有之形也
山月有之形也
山月有之形也

亥六月

一 丁酉壬子年二月十九日酉刻
松平丹波守

私願不任例 亦令 松平丹波守
上戸名 吉良 八月十日 居妻 彦四郎 吉良
堀内 松平海部 自相 札 亦令 子 丹波
子 丹波 吉良 上 吉良 彦四郎 彦四郎
上 丹波 吉良 彦四郎 彦四郎 彦四郎

名 松平丹波守

二月十九日

松平丹波守

丹波

書 丹波 堀内 松平海部 自相 札 亦令 子 丹波

一 丁酉壬子年二月十九日酉刻
松平丹波守
上戸名 吉良 八月十日 居妻 彦四郎 吉良
堀内 松平海部 自相 札 亦令 子 丹波

名... 方... 列... 分... 上... 紙... 位...
... 方... 列... 分... 上... 紙... 位...
... 方... 列... 分... 上... 紙... 位...

二月

周浦 西布

別紙

書... 別... 紙... 一... 說... 紙... 紙... 紙... 紙...
... 別... 紙... 一... 說... 紙... 紙... 紙... 紙...
... 別... 紙... 一... 說... 紙... 紙... 紙... 紙...

申六月

別紙

是

一 洞... 廣... 誠... 分... 令... 七十

日... 信... 云... 云... 字... 格... 云... 云...

一 弘化二年四月十日... 社... 事... 以... 內... 名... 紙... 修... 程...
... 弘化二年四月十日... 社... 事... 以... 內... 名... 紙... 修... 程...
... 弘化二年四月十日... 社... 事... 以... 內... 名... 紙... 修... 程...

富... 在... 新... 信... 列... 之... 并... 部... 以... 信... 下... 給... 云... 云...

安政五年年

横田吉有字之

